

中國人と姓

七 野 敏 光

目次

- 一 同姓不婚
- 二 新中国婚姻法
- 1 結婚禁止範囲の設定
- 2 夫婦の姓
- 3 子女の姓

一九九七年四月二七日、専修大学での法制史学会第四九回総会において「日中比較法史における夫婦の氏」と題するミニシンポジウムが開催された。昨今わが国で盛んに行われる夫婦別姓議論について法史学者としての問題を提起すべく企画されたものである。筆者も報告者の一人として同シンポジウムに参加し、その趣旨を踏まえたうえで中国の姓をめぐる法制上の問題を略論した。小稿はその報告原稿に若干の補筆を行つたものである。

一 同姓不婚

論

かつて中国には「同姓不婚」と呼ばれる婚姻法上の原則が存在した。この原則は男系血族集団たる宗族を同じくする男女同士の結婚を禁じたものである。ここにいう「姓」とは、いずれの宗族に生まれたか、その生まれおちた宗族の異同を表示する呼称であり、同宗に生まれた男女はすべて同一の姓を名乗る。⁽¹⁾ それゆえ「同姓不婚」が同宗男女同士の結婚禁止を意味したのである。

同姓不婚の原則は姓、すなわち宗族を基準に結婚の禁止範囲を設定するものであり、血縁の遠近を基準に結婚の禁止範囲を設定するものではなかつた。このために、血縁の遠近からいえば等しい傍系血族間の結婚でも、厳禁するや否や、異なる対応がとられ得た。いまこのことを確認するために、いとこ同士の結婚について考えてみる。厳に禁じられたものと、そうではなかつたもの。このいとこ同士の結婚に、二つの場合が最も明瞭に表れる。

中国ではいとこを二つに区別する。この区別は、われわれが普通に考える父方・母方のいとこという区別とは同じでない。父の兄弟の子である堂兄弟姉妹と、父の姉妹および母の兄弟姉妹の子である表兄弟姉妹とに分けるのである。前者は宗族を同じくする同姓のいとこであり、その間での結婚は同姓不婚の原則により厳に禁じられた。一方、後者は宗族を異にする異姓のいとこであり、その間での結婚が、同姓のいとこ同士の結婚のように、厳に禁じられることはなかつた。

過去の法に則してのべる。例えば、唐戸婚律三三は、

同姓で婚姻を為す者は、各々徒二年とする。總麻以上の場合には、姦を以て論ずる。諸同姓為婚者、各徒二年。

總麻以上、以姦論。

と同姓のいとこ同士の結婚を禁ずる。ここに見える「總麻」は喪服制度の一つである。中国には斬衰・齊衰・大功・小功・總麻の服があり、それがそのまま親族の親疎を区別するために用いられた。⁽³⁾ 同姓のいとこは大功の親にあたるため、その間での結婚は親族間での姦淫を禁ずる雜律二三の規定、

總麻以上の親、および總麻以上の親の妻、もしくは妻の前夫の女、および同母異父の姉妹を姦したる者は、徒三年とする…諸姦總麻以上親、及總麻以上親之妻、若妻前夫之女、及同母異父姉妹者、徒三年。

をもってその刑罰が論じられ、「徒三年」の刑罰が男女双方の側に科されることになる。⁽⁴⁾ 死・流に次ぐ厳罰であり、このことは小功の親にあたる同姓のまことに、總麻親にあたる同姓のみいとこ同士の結婚についても同じである。⁽⁵⁾

一方、異姓のいとこは外姻、すなわち宗族を異にする親族の總麻親にあたる。前掲唐戸婚律三三はその第二項に、外姻の服属が有り、しかも尊卑世代を異にするものが共に婚姻を為す場合、および同母異父の姉妹、もしくは妻の前夫の女を娶る者も、また各々姦を以て論ずる…若外姻有服属、而尊卑共為婚姻、及娶同母異父姉妹、若妻前夫之女者、亦各以姦論。

と外姻の服属関係ある者同士の結婚を禁ずる。これはあくまで、母の兄弟姉妹たるおじやおばとの結婚といった、世代を異にする者同士の結婚を対象にするものであり、同世代である異姓のいとこ同士の結婚が禁じられることはない。そのことは同条の律疏も、

外姻で服が有るといつても、尊卑世代を異にしない者が婚姻を為す場合は、禁じない…其外姻雖有服、非尊卑者為婚、不禁。

と明言している。

後世の明戸律は婚姻・尊卑為婚条下に、

おのれの姑舅両姨姉妹、つまり異姓のいとこを娶る者は、杖八十とする。若娶己之姑舅両姨姉妹者、杖八十。⁽⁶⁾ と規定し、異姓のいとこ同士の結婚をも禁ずる。だがそれにしても同戸律・婚姻・娶親属妻妾条、

同宗總麻以上の姫姉姉妹を娶る者も、また姦を以て論する。若娶同宗總麻以上姫姉姉妹者、亦各以姦論。

および刑律・犯姦・親屬相姦条、

總麻以上の親、および總麻以上の親の妻、もしくは妻の前夫の女、および同母異父の姉妹を姦したる者は、各々 杖一百徒三年とする。姦總麻以上親、及總麻以上親之妻、若妻前夫之女、及同母異父姉妹者、各杖一百徒三年。 の兩条の規定により、同姓のいとこ同士の結婚が「杖一百徒三年」の厳罰をもつて禁じられたことに比し、はなはだ 厳格さを欠く禁制だつたといわねばならない。⁽⁷⁾ このため、同族あい集まつて居住する生活環境のなか、同姓のいとこ とはもちろん、またいとこ、みいこととの結婚をも厳に禁ずる同姓不婚の原則に抵触しない便法として、異姓いとこ 同士の結婚が往々にして執り行われていた。この形態の結婚を「中表婚」と呼ぶ。⁽⁸⁾

(1) このことは終生変わることはない。女性についてもそうである。女性は他の宗族に嫁ぎその宗族の一員となるが、その ことと改姓とは別問題である。この点については、次節2夫婦の姓で論ずる。

(2) 傍系血族間の結婚のなかで、いとこ同士の結婚の可能性が最も高いこというまでもない。異世代間の結婚は避くべし、 という重なる禁忌が働かないためである。次節1結婚禁止範囲の設定にのべるようすに、新中国の婚姻法上、傍系血族間

の結婚としてもっぱら問題にされるのは、このいとこ同士の結婚である。

(3) 裳服制度については、滋賀秀三「親族称謂および服制について」（律令研究会編『譯註日本律令五一唐律疏議譯註篇一』序録）一二頁以下に詳しい。参照されたい。

(4) この場合に刑罰を受けるのは夫妻となる男女ではない。「主婚」として結婚をとり決めた父親が刑罰を受けることになるのが、最も普通であろう（唐戸婚律四六）。なお刑罰を受けるだけでなく、この結婚自体不成立となることもちらんである（唐戸婚律三三）。

(5) 唐律徒刑は一年から三年まで、半年刻みの五段階となっていた。「徒三年」は徒刑のうちでも最高刑である。また、いとこ同士、またいとこ同士の結婚は、十惡の一つ「内亂」に該当する（唐名例律六）。

(6) 清律も同じ。明がこの禁制を創設した理由について、荻生徂徠は『明律国字解』同条条下に「前略」明の太祖の心、宗室と皇親と重々の昏姻を結ばば、後世に至て權盛になり、漢唐の如く外戚の權甚しく、朝廷の害とならんことを、思玉ひて、預此律を設けたるなるべし」とのべている。その当否はしばらくおき、ここに紹介しておく（内田智雄・日原利国校訂『律例対照定本明律国字解』二〇三頁以下）。

(7) しかも、この禁制が決して確固たるものとはいえなかつたことを、すでに滋賀秀三氏は指摘する。同氏『中国家族法の原理』四七頁註（42）。

(8) 古代中国では、父の姉妹の子を外兄弟姉妹と称し、母の兄弟姉妹の子を内兄弟姉妹と称した。そしてこの「外」「内」をそれぞれ「表」「中」とし、外兄弟姉妹と内兄弟姉妹とをまた中表兄弟姉妹と称した。中表婚の名称はここに由来する。楊森他主編『実用婚姻法学大全』二五頁「中表婚」の項参照。

1 結婚禁止範囲の設定 同姓不婚は中国の過去の婚姻法上の原則としてあまりにも有名である。だが、この姓を基準として結婚禁止の範囲を設定する考え方が、中華人民共和国の婚姻法上「過去」のものとなるのは思いのほか遅い。その建国後、じつに三〇年を経た一九八〇年のことである。⁽¹⁾

中華人民共和国は、その政権樹立直後の一九五〇年五月に、いわゆる三大立法の一つとして、いち早く中華人民共和国婚姻法（以下「五〇年婚姻法」と呼ぶ）⁽²⁾を制定する。その第五条は禁婚親につき次のように規定する。

直系血族であるか、或いは同父母の兄弟姉妹と同父異母或いは同母異父の兄弟姉妹であるものは結婚を禁止する（筆者補）。その他五代〔八親等〕以内の傍系血族間の結婚禁止問題は、慣習に従う。

そしてここに見える「その他五代以内の傍系血族間の結婚禁止問題は、慣習に従う」という文言の意義について、陳紹禹氏は「中華人民共和国婚姻法起草経過及び起草理由に関する報告」（以下「陳氏報告」と呼ぶ）のなかで次のように述べている。⁽³⁾

この規定にふくまれる意義はなんでありましょうか？これはつまり、第一に、中国の大多数は五代以内の親等の異なる或いは親等の同じである旁系血族間はともに結婚をいたしませんが、これはもとの習慣によつて行うということであり、第二に、五代以内の旁系血族間の表兄弟姉妹間で結婚するものも、やはりもとの習慣によつて行うということになります。

ここに明らかなように、前掲五〇年婚姻法の文言は「慣習に従う」というかたちで、おおむね同姓不婚の原則を維持

するものである。たしかに、宗族が同じというだけで、六代以外の疎遠な男女同士の結婚までをも法が禁止することはないが、唐明律によれば、その違反に対する刑罰を「姦を以て論ずる」ことになる縄麻親、すなわち同世代の者についていえば、同姓のみいとこ同士の結婚までがここに禁じられ、その一方、異姓についてはいとこ同士の結婚もが許容されたのである。

この五〇年婚姻法制定当時に、血縁の遠近が等しい同姓と異姓のいとことを区別して取り扱うことに疑義を呈し、中表婚の禁止を求める人々もいたが、結局受け入れられることはない。ふたたび陳氏報告によるならば、

中表婚の結果、一般に何ら害が認められなかつたので、大衆は生活経験のなかから普遍的に（中表婚を—筆者補）禁止する必要がないと考えたのであります。反対に、もし生活経験が禁止の必要を証明したのでありますならば、たとえ何ら法律で禁止されなくとも、大衆は自分で禁止したはずであります。

と、その受け入れられない理由をのべる箇處では、血縁関係の不均衡是正の問題から中表婚の優生学的無害性へと、議論が巧みにすり替えられている。⁽⁴⁾ 陳氏がいうように、中表婚が優生学的に問題ないならば、なぜ同姓のいとこ同士の結婚は許容されないのであるのか。またいとこ、みいとこ同士の結婚ならばなおさらである。われわれならば必ずや新たな議論を投げかけるところである。だが、陳氏にはそうした議論を投げかけられる懸念もない。当時中国の人々にとつて、同姓のいとこ同士等が結婚し得ないこと、それ自体は疑う余地もないことである。中表婚の禁止を求める人々にしても、同姓不婚の原則を崩してまで不均衡是正をかちとる意図などあつたとも思えない。同姓不婚をめぐる当時中國社会の状況が、図らずもここに読みとれそうである。

中華人民共和国において、血縁の遠近を基準とした結婚の禁止範囲が設定され、同姓・異姓のいとこが等しく取り

扱われるのは、文化大革命終結以後の一九八〇年に全面的に改定された婚姻法（以下「八〇年婚姻法」と呼ぶ）第六

条が、

直系血族と三代「四親等」以内の傍系血族（は結婚を禁止する一筆者補）。

と規定し、すべてのいとこ同士の結婚を一様に禁止して以降のことである。

（改定作業中に一筆者補）傍系血族間の結婚で生まれた子は、つねになんらかの先天的欠陥をもつてゐる。現在、計画出産を遂行し、子の数が減少しており、さらに人口資質を講究しなければならないので、婚姻法に明確な近親婚の禁止規定をもうけてほしい、という意見が多くの地方・部門より提出された。そこで、そうした意見によつて、「三代以内の傍系血族」は結婚を禁止する、と草案を改めた。

と、武新宇氏は今次の改定を説明する。⁽⁵⁾ここに明らかなるように、この改定は人口問題に対処するため出生児数を抑制するなか、優生学的にすぐれた嬰児を確保する必要性からなされたものであり、決して不均衡是正に端を発したものではない。

（1）中華民国民法は、この考え方をいまだ堅持する。ここでもいとこ同士の結婚を例にとると、同法第九八三条は「傍系血族で世代を同じくする八親等以内の者（は結婚することができない一筆者補）。ただし六親等、および八親等の表兄弟姉妹は、この限りでない。旁系血親之輩分相同、而在八親等以内者。但六親等及八親等之表兄弟姉妹、不在此限」と規定し、同姓の者については、いとこ・またいとこ・みいとこ同士の結婚をすべて禁止する一方、異姓の者については、またいとこ・みいとこ同士の結婚を許容する。

この場をかりて附言する。中華民国法のある翻訳書は、ここに掲げた箇処を「傍系血族の長幼の順序を同じくする八

親等内の者（は結婚することができない—筆者補）。但し六親等及び八親等の従兄弟姉妹は、この限りでない」と訳出する。完全なる誤訳である。原文の「輩分」とは親子等の尊卑世代の上下を示す語であり、それを兄弟姉妹等、同世代間の年齢の上下を示す「長幼」におき換えることはできない。そもそも「長幼の順序を同じくする」者など存在し得ないのである。原文「六親等及八親等之表兄弟姉妹」の「表」を不注意に「従」におき換え、いかにも日本的に「六親等及び八親等の従兄弟姉妹」としたのでは、すべてのまたいとこ・みいとこ同士の結婚を許容することになる。中華民国国民法は世代を同じくする傍系血族の者をすべてひとしなみとはしない。だからこそ「旁系血親之輩分相同、而在八親等以内者。但六親等及八親等之表兄弟姉妹、不在此限」と、いさか複雑な文言がとられたのである。前記誤訳はこの注目すべき特徴を覆い隠してしまうことになる。「表兄弟姉妹」をいかに翻訳説明するか、容易ではないが、中国法の基本を損なわない改訂が望まれる。

(2) 他の二立法は土地改革法と労働組合法である。新国家にふさわしい新たな社会関係を構築すべく、この三法は制定された。とりわけ、婚姻法は他の二法に先んじて制定され、家庭内での新たな人間関係形成のための指針とされた。

(3) 法社会学第二号、幼方直吉・長谷川良一訳、一二九頁以下。ここに引かれる「親等の異なる或いは親等の同じである旁系血族」とは、やや理解しづらいが、異世代の傍系血族と同世代の傍系血族を指すとみて間違いなかろう。中国では、血族の親疎を、例えば「三代」「五代」などと代数で表す。自己を一代、父母およびその直系卑属（兄弟姉妹）を二代とし、祖父母およびその直系卑属（おじ・おば、いとこ）を三代としてゆくのである。この方法は共同祖先を代数計算の基準とするため、同世代の者同士は相互に同じ代数となる。一方、異世代の者同士では代数は同一とならない。例えば、いとこ同士は、相互に祖父母を共同祖先とする三代の傍系血族である。ところが、おじはおいの側からみれば、祖父母（これおじにすれば父母である）を共同祖先とする三代の傍系血族であるが、おいはおじの側からみれば、父母（これおいにすれば祖父母である）を共同祖先とする二代の傍系血族ということになる。

(4) 同前一三〇頁。

(5) 新華月報、一九八〇年九号二六頁。

(6) この改定の意義につき、拙稿「中華人民共和国婚姻法の動向—計画出産政策と婚姻法」(大阪経済法科大学法学論集第三三三号)に詳述したことがある。参照されたい。

論

2 夫婦の姓 夫婦別姓が論じられる際に、それぞれが自らの生來の姓を終生用いる中国人夫婦の例がまま引き合いでだされる。ここで夫婦の姓に関する中華人民共和国の法をみておこう。五〇年婚姻法第一一条は、このことについて、

夫妻双方はそれぞれ自己の姓名を用いる権利を有する。

と規定し、陳氏報告は同条について次のように述べる。⁽¹⁾

第一一条は「夫妻はそれぞれ自己の姓名を用いる権利がある」と規定されております。ここでは、当然事実上主として妻が自己の姓名を使用する権利があるということを指したものであります。封建的及び半封建半植民地的中国社会では、妻が生きている時には、一般の姓名習慣では、大抵、無姓無名及び夫の姓を用いるだけであつたのであります。正式公文書の上及び死後の碑文伝誌の上においても、ただ夫の姓を妻の姓にかぶせていわゆる某門某氏というだけで、従来妻の名前はありませんでした。男子の方はといいますと、従来自己の姓名を使用してきたのであります(国民党政府民法親屬編婚姻章が「入婿はその本姓に妻の姓をかぶせる」という規定を実行した以外)。新民主主義社会においては、婦人は政治上、経済上、文化上及び社会生活の各方面において男子と同等の権利を享受すべきである以上、当然、いわすとも「自己の姓名を使用する」権利があるべきであります。同

時に、この規定は、夫妻間が本姓の外にたがいに姓をかぶせあう自己の希望による約束をいささかもさまたげるものではないことも当然であります。

ここに明らかなように、この規定は姓名の使用に関するものであり、その点につき女性の権利向上を目指したものではあるが、われわれの夫婦別姓議論にいう姓の決定に関するものではない。⁽²⁾しかもこれ以外、五〇年婚姻法のどこにも夫婦の姓に関する法の規定はない。⁽³⁾じつは、わが国民法七五〇条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」にあたる法の規定は、中華人民共和国の婚姻法のみならず、伝統的な中国の法にも、やはり存在したことがなかつたと考へられる。⁽⁴⁾このことは中国の姓の本質に關係する。姓の本質について、滋賀秀三教授は、「姓とは「純自然的な事実、すなわち何びとを父として生をうけたかによつて定まる名であつた」と簡潔にのべられる。まさに至言である。中国では、人はある宗族に属する父のもとに生まれおち、その父の姓をわがものとする。そしてその出生の自然的事実が変わることがない以上、姓を変えることもない。過去の中国にあつても、女性は結婚後もその生來の姓を変えることがなかつたが、そのことは権利などという觀念とは一切関係がない。⁽⁵⁾生まれおちた宗族と姓の絶対的一致という考へから変えようがなかつたのである。こうした確固たる姓に関する意識の存在するなか、夫婦の姓の決定に関する国家の法があえて設けられることはなかつただろうと考へられるのである。

中国人夫婦の別姓は姓の本質にもとづくものであり、それを國家の法が強制することはない。それゆえ、陳氏報告も引用最終簡述で「同時に、この規定は、夫妻間が本姓の外にたがいに姓をかぶせあう自己の希望による約束をいさかともさまたげるものではないことも当然であります」とのべ、別姓以外の夫婦の姓のあり方につき言及し、ごく自然に「夫妻間が本姓の外にたがいに姓をかぶせあう」方法を提示する。この提示自体非常に興味深い。この方法であ

れば、夫婦それそれが生來の姓をそのまま用いるという姓の慣習に異なるとはいへ、夫婦いずれかが生來の姓を棄て改めることもない。姓の本質はあくまで損なわれないのである。やや推測的にのべるならば、姓の本質とそれに対する当時中國の人々の意識を十分に考慮したうえで、この方法が提示されたものと思われる。夫婦いずれかの改姓を余儀なくする夫婦同姓などは、人々の意識とはあまりにもかけ離れた、いわば破天荒なものだつたに相違ない。

(1) 同前一三五頁。

(2) 過去の中國において、既婚女性が名を使用することはなかつた。一方、日常生活での呼称は別にして、既婚女性の姓が

使用されなかつたことはない。戸籍・契約文書・宗譜等すべてにその姓が記載されている。このことからすると、姓名を使用する権利といつても、その重点は名におかれているといつてもよさそうである。なお仁井田陞『中國身分法史』

『唐宋法律文書の研究』には、既婚女性の姓を記載した戸籍・契約文書の実例がいくつか収められている。参照されたい。

(3) このことについては八〇年婚姻法も同じである。八〇年婚姻法もまた第一〇条に「夫妻双方はいずれもそれ自身の姓名を用いる権利を有する」と、五〇年婚姻法第一一条と同旨の規定を設けるのみであり、夫婦の姓の決定に関する規定など設けない。

(4) 中華民国民法第一〇〇〇条は「妻は、その本来の姓に夫の姓を冠し、入夫は、その本来の姓に妻の姓を冠する。但し当事者に別段の約定があるときは、この限りでない」と規定する。例えば、李氏から王氏に嫁いた女性を王李氏あるいは王阿李などと称する、中國の過去の姓名慣習を彷彿とさせる規定であるが、それはあくまで「慣習」を彷彿とさせるのであり、清以前の法にこの種の規定があつた訳ではない。

(5) 『中国家族法の原理』六四頁。

(6) 女性が結婚後も、姓の本質にもとづき、その生來の姓を変えなかつたことについて、すでに滋賀秀三氏が指摘されてい

る（前註引用箇處直後）。

3 子女の姓 子女は父母いずれの姓に従うべきであるか。男女平等と密接に関わる問題である。五〇年婚姻法はその基本原則の一つとして「男女の権利の平等」を掲げ（第一条）、随所に男女平等の実現に向けた規定を設けた。だが、子女の姓の決定に関する規定をあえて設けはしなかつた。子女が父の姓に従うのは当然。父母より子女は生まれるが、その血はひとり父のそれを継ぐのである。虚構からなる、はなはだしい男女不平等に立脚した宗族意識は頑強である。こうした意識になすんだ五〇年婚姻法制定当時にあつては、子女の姓の決定の問題が、男女平等という観点から議論される余地もなかつたといわざるを得ない。⁽¹⁾

八〇年婚姻法第一六条は、

子女は父姓に従うことができ、また母姓に従うこともできる。

と、子女の姓の決定に関する規定を創設する。この規定において子女の姓の決定における男女平等は実現されることになる。ただ、この規定は、決してその実現を第一義的に目論み、創設された訳ではない。人口問題に対処するためには、八〇年婚姻法は「計画出産の実行」をその基本原則の一つに加え（第二条）、いわゆる一人っ子政策を支えるための唯一の法律的根拠となる。⁽²⁾ そのために変更、あるいは創設された規定も数多い。本節1結婚禁止範囲の設定にみた禁婚親の変更もその一つである。⁽³⁾ この子女の姓の決定に関する規定もまた然り。一人っ子政策の進められるなか、女子のみを授かつたために、将来その姓が絶えることを憂う親の気持ちを察し、第二子以下の出産を思いとどまらせるべく創設された規定にほかならない。⁽⁴⁾ こうしてみると、中華人民共和国では、五〇年婚姻法制定当時、八〇年婚姻

法制定当時と、子女の姓の決定における男女平等が、かつて一度たりともその本質的部分において議論されることなく、しかもかたちのうえでは実現されてしまったといえそうである。

このことと対比して、子女の姓の決定における男女平等を求める台湾での論争を報じる新聞記事「子は父の姓に限る？」⁽⁵⁾を紹介して本節を結びたい。

「子供は父方の姓に限る」という民法の規定をめぐって台湾で論争が起きている。台湾紙・聯合報は二十五日付で「子供の姓の付け方を夫婦平等にすべきだ」という立法院（国会）審議会の民法改正案を、法務部（法務省）が拒否する方針⁽⁶⁾と報じた。台湾の現行民法では、子供の姓は父方とし、例外として、母親に兄弟がない場合だけ母方姓にできる、と定められている。例外は母方の姓を絶やさないためとされる。この規定に対し、女性団体などが「男女不平等な条項だ」と働きかけ、昨年秋、審議会は「子供の姓は父母の書面協議で決め、協議不調の時は裁判で決着をつける」との改正案を法務部へ答申した。報道によると、法務部が拒否する理由は「女性の権利無視ではなく、中国人古来の伝統感情にそぐわないから」という。結局、「原則父方」は温存し、例外規定を緩める//微調整//に落ち着きそうだという。

中華民国民法第一〇五九条は、

子は父の姓に従う。但し母に兄弟がなく、その子は、母の姓に従う旨の約定をしたときは、その約定に従う。
と規定し、子女は原則として父の姓に従うべきものとされる。宗族意識をそのまま具現した規定といわねばならない。こうした法制下の台湾ならばこそ、男女平等意識の高揚とともに沸き起こつた論争であり、すでに八〇年婚姻法において子女の姓の決定における男女平等を実現した、現下の中華人民共和国にあっては起こり得べくもない。

子女の姓の決定における男女平等を求める人々。それに対し「女性の権利無視ではなく、中国人古来の伝統感情にそぐわないから」との理由をつけ、従来からの例外規定の緩和による「微調整」を図る法務部。この「中国人古来の伝統感情」が、すなわち宗族意識であり、まさにそれこそが、はなはだしい男女不平等に立脚するものとして、議論の矢面に立つべきことに思い至るとき、法務部の拒否理由はまったく意味をなさない。また「母親に兄弟がない場合だけ母方姓にできる」とする例外規定の緩和による「微調整」が議論の本質をはぐらかすこと縷々のべるまでもない。論者たちはなにも、わが姓を絶やすまいとの意図から議論を投じている訳ではないのである。

(1) 革命根據地の婚姻法には、宗族意識から離れた注目すべきものもある。一九四一年七月七日公布の晋察冀辺区婚姻条例草案第二四条は「子女の姓氏は、父に隨うか母に隨かは子女が自分で決定する」と規定し、父母いずれの姓に従うかの決定を子女自身に委ねる。条文の引用は福島正夫・宮坂宏編訳『中華ソビエト共和国中国解放区婚姻法資料』一九六六年八月改訂再版による。

(2) 前掲拙稿一二〇頁以下（第一節新原則追加の背景）に詳説。参照されたい。

(3) その他大きな変更としては、晩婚を奨励すべく行われた結婚年齢の引きあげがある。すなわち、五〇年婚姻法第四条は、男性二〇歳、女性一八歳を結婚可能な年齢とするが、八〇年婚姻法第五条は、その年齢を男女それぞれ二歳づつ引きあげ、男性二二歳、女性二〇歳とする。結婚＝出産の周期を遅らせること。また早婚が往々にして多産につながることを考慮しての引きあげである。

(4) 八〇年婚姻法第八条は「結婚の登記後、男女双方の約定に基づき、女性が男性の家庭の構成員に成ることができ、男性も女性の家庭の構成員と成ることができる」と規定する。この規定もまた、女子のみを授かつたために、将来子との同居がかなわぬことを憂う親の気持ちを察し、第二子以下の出産を思いとどまらせるべく創設されたものである。

(5) 朝日新聞、一九九六年八月二七日、日刊。

(6) 中華民国民法第一〇〇〇条の規定（本節2夫婦の姓、註（2）に既引）では、既婚女性はその生來の姓に夫の姓を冠することを原則とする。ここにいう「母の姓」は結婚後の姓ではなく、その生來の姓であると考えられる。

〔附記〕シンポジウムでの他の報告者は以下のとおりである。山中永之佑氏（第一報告・基調報告）。井戸田博氏（第二報告・日本前近代）。白石玲子氏（第三報告・日本近代）。報告原稿の作成にあたり、この三先生には貴重なご教示をいただいた。記して感謝の意を表す。またシンポジウム席上でも多くの先生方からご教示をいただくことができた。併記して感謝の意を表したい。